

# DVは勇気を持って相談を 保護命令の申し立てへ

## DVは犯罪です

配偶者など、親密な関係にあるパートナーからの暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。DVは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的、性的、社会的、経済的暴力など、その形はさまざまです。また、多くの場合は女性が被害者となっています。こうした暴力はいかなるものであっても、決して許されるものではありません。

## 被害者を守る法律があります

平成13年に、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が制定され、加害者が被害者に近づくことを一定期間禁じる保護命令の仕組みが設けられました。

## 保護命令とは

DVにより生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいとき、被害者を保護するために裁判所が加害者に対して出す命令のことです。

加害者が、被害者や被害者の子、親族などに近づくことや付きまといを禁止する「接近禁止命令」、被害者と共に住んでいる住居からの退去を命じる「退去命令」、電話やメールなどを禁

止する「電話等禁止命令」があります。

保護命令は、申し立てから発令までの期間が短く、違反には刑事罰が設けられています。

## 保護命令を申し立てるには

保護命令を申し立てるには、配偶者暴力相談支援センターや警察へ相談するか、公証人役場で公証人面前宣誓供述書を作成した後で、申立書に必要書類を添えて、地方裁判所に提出します。1件につき千円の手数料が必要です。

## 一人で悩まず、相談機関に相談を

家庭内の暴力を相談するのは勇気がいることですが、怖い思いをしたり、暴力を受けたりしたときは、一人で我慢せず、まずは相談窓口へお電話ください。

## 保護命令手続に関する問い合わせ

広島地方裁判所

☎ 082-2228-0421

## DVに関する問い合わせ

女性児童課男女共同参画係

☎ 0824-73-1243

相談機関名など		電話番号	相談時間など
配偶者暴力相談支援センター	西部子ども家庭センター	☎ 082-254-0391	月～金 10時～17時
		休日夜間電話相談 ☎ 082-254-0399	月～金 17時～20時 土日祝 10時～17時
	北部子ども家庭センター	☎ 0824-63-5181	月～金 10時～17時
庄原警察署		☎ 0824-72-0110 ※緊急の場合は110番	月～金 8時30分～17時30分

## DV⇒相談



子ども手当受給者の皆さんへ  
子ども手当は9月分まで引き続き支給されます

女性児童課児童福祉係

☎ 0824-73-1192

子ども手当は、本年9月分まで、これまでと同じく引き続き支給されることになりました。

- 支給額
  - 子ども1人につき
  - 月額13,000円
- 支給対象となる子ども
  - 0歳から中学校卒業まで
  - (15歳到達後の最初の3月31日までの間にいる子ども)
- 支給月
  - 6月(2月～5月分)
  - 10月(6月～9月分)

10月分以降の子ども手当は、今後、国会で制度自体が審議されるため、どのようになるかは未定です。

このため本年度の現況届(更新)の手続きは、10月以降に予定しています。

※昨年度の現況届の手続きの対象者は平成21年度までの児童手当から継続して受給されていた方のみです。